

## 令和5年村上市議会第2回定例会会議録（第5号）

### ○議事日程 第5号

令和5年7月28日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書  
請願第3号 平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大増税に反対する請願
- 第 4 請願第4号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引上げ全ての人に物価給付金の支給を求める請願
- 第 5 議第74号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について  
議第75号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第76号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について  
議第77号 防災行政無線（同報系）設備更新工事の工事請負契約の締結について  
議第78号 村上市消防本部庁舎高圧受変電設備及び非常用発動発電設備更新整備工事の工事請負契約の締結について
- 第 6 議第79号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第80号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議第81号 市道路線の認定について
- 第 8 議第82号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第3号）
- 第 9 議員発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
- 第10 議員発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 第11 議員発議第3号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議員派遣の件

---

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### ○出席議員（20名）

1 番	上 村 正 朗 君	2 番	菅 井 晋 一 君
3 番	富 樫 雅 男 君	4 番	高 田 晃 君
5 番	小 杉 武 仁 君	6 番	河 村 幸 雄 君
7 番	本 間 善 和 君	8 番	鈴 木 好 彦 君
9 番	稲 葉 久 美 子 君	10 番	鈴 木 一 之 君
11 番	渡 辺 昌 君	12 番	尾 形 修 平 君
13 番	鈴 木 い せ 子 君	14 番	川 村 敏 晴 君
17 番	木 村 貞 雄 君	18 番	長 谷 川 孝 君
19 番	佐 藤 重 陽 君	20 番	大 滝 国 吉 君
21 番	山 田 勉 君	22 番	三 田 敏 秋 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋 邦 芳 君
副 市 長	忠 聡 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
総 務 課 長	東 海 林 豊 君
財 政 課 長	長 谷 部 俊 一 君
企 画 戦 略 課 長	大 滝 敏 文 君
税 務 課 長	大 滝 慈 光 君
市 民 課 長	永 田 満 君
環 境 課 長	阿 部 正 昭 君
保 健 医 療 課 長	押 切 和 美 君
介 護 高 齢 課 長	大 滝 き く み 君
福 祉 課 長	太 田 秀 哉 君
こ ど も 課 長	山 田 昌 実 君
農 林 水 産 課 長	小 川 良 和 君
地 域 経 済 振 興 課 長	富 樫 充 君
観 光 課 長	田 中 章 穂 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君

都市計画課長	大	西		敏	君
上下水道課長	稲	垣	秀	和	君
会計管理者	菅	原		明	君
農業委員会 農事務局長	高	橋	雄	大	君
選管・監査 事務局長	木	村	俊	彦	君
消防長	田	中	一	栄	君
学校教育課長	小	川	智	也	君
生涯学習課長	平	山	祐	子	君
荒川支所長	平	田	智 枝	子	君
神林支所長	瀬	賀		豪	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	大	滝		寿	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	内	山	治	夫
事務局次長	鈴	木		涉
書記	中	山		航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、10番、鈴木一之君、13番、鈴木いせ子さんを指名いたします。ご了承を願います。

---

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、教育委員会における就学援助費の未支給事案についてご報告いたします。本件につきましては、本定例会初日にご報告させていただいたところではありますが、未支給事案が新たに4件確認されました。誠に遺憾であり、ご迷惑をおかけいたしました皆様には改めて深くおわび申し上げます。なお、詳細につきましては教育長に報告をいたさせます。

次に、本定例会初日の諸般の報告で申し上げた以後の7月8日からの大雨の状況についてご報告いたします。梅雨前線の影響により大気の不安定な状態が続き、7月19日夕方、大雨警報の発表には至りませんでした。山北地域及び朝日地域の一部では時間雨量30ミリを超える大雨となりました。人的被害や住家等への被害は確認されておりませんが、農地・農業施設などの被害が報告されております。被害の状況は配付資料のとおりであります。市道や林道など道路で5か所、普通河川で2か所、農地・農業施設への土砂流入等で11か所の被害が発生をいたしておりますので、早期の復旧に努めることといたしております。

次に、災害に係る協定についてご報告を申し上げます。去る7月25日に2団体と災害時における応援協定の締結を行いました。1件目は、村上市ハイヤー・タクシー協会との災害時における輸送業務に関する協定であります。大規模災害時には車両の確保が困難となり、必要な人員を迅速に投入できない事態や、必要な物資を運搬できないといった事態が想定されます。そのことから、人員及び物資等の輸送の確保を図り、災害対応を円滑に遂行することを目的として締結をいたしましたもの

であります。

2件目は、岩船郡森林組合連絡協議会との災害時における倒木等の処理に関する協定であります。令和4年12月の大雪災害では、倒木が多数発生し、道路が寸断され、孤立する集落が発生をいたしました。災害時において、本市が管理する道路、公園等の公共施設の機能の確保及び回復のため、倒木箇所の現地確認及び倒木処理を行い、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、このたび締結をいたしましたものであります。

また、来週には昨年8月3日からの大雨による災害から1年を迎えます。いまだ小岩内集落には避難指示が発令されており、復旧・復興の道半ばではありますが、一日も早い復旧・復興に向け全力で取り組むとともに、災害に対して万全を期す所存であります。また、来月、8月27日に実施をいたします村上市防災訓練では、昨年8月の甚大な水災害からの教訓を忘れることなく、さらには事前防災の備えを万全にしていくことを目的に実施することといたして予定しております。

今年も全国多くの地域で水災害により被害が発生しております。市民の皆様には自らの命、そして大切な人の命を守るため、平時からの災害への備えについて意識を醸成する機会といたしてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様には格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、熱中症対策についてご報告申し上げます。梅雨も明け、暑い日が続いており、熱中症警戒アラートが連日発表されております。気温の高い日は、屋外での作業や運動を控え、水分や塩分を補給し、室内では扇風機やエアコンを使用いただくなど対策をお願いいたします。また、市では熱中症予防シェルターとして公共施設の一部を開放いたしておりますので、一時的な休憩場所としてご利用いただければと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況についてご報告いたします。県が公表した直近3週間の感染者数は増加傾向ではありますが、重症者数、中等症者数ともに一定程度に抑えられており、5類に移行後も大きな混乱は見られない状況にあります。しかし、全国では感染者数が増加しており、これからお盆の時期を迎え、人流が活発となり、一定の感染拡大が懸念されることから、県では県民向けの注意喚起を行ったところであります。市民の皆様には基本的な感染対策を継続していただくとともに、体調不良時に備え食料品、市販薬、経口補水液を備蓄するなどの対応をお願いいたします。

私からは以上であります。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） おはようございます。それでは、私のほうから就学援助費の未支給の件につきましてご報告いたします。

令和4年度の就学援助費のうち、オンライン学習通信費の未支給につきましては、本定例会初日にご報告させていただいたところでありますが、その後、令和5年度第1期分の支給のため確認作

業を行っていたところ、令和4年度分のオンライン学習通信費の未支給が新たに4件あることが判明いたしました。前回の調査の際、様々なケースを想定した確認が足りていなかったため、今回の4件を発見することができず、対象世帯の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。また、速やかに未支給額の追加支給を行うよう対応したところであります。今後このようなことがないよう、一層の確認作業の徹底並びに再発防止に取り組むよう指示したところであります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

---

日程第3 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

請願第3号 平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大増税に反対する請願

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第2号及び請願第3号を一括して議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されました請願第2号及び請願第3号については、去る7月19日午前10時から、第1委員会室において、委員全員、副議長出席の下、総務文教常任委員会を開会し、審査を行いました。

初めに、請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書について、紹介議員の補足説明の後、審査を行いました。

審査において自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で請願第2号は採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号 平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大増税に反対する請願について、紹介議員補足説明の後、審査を行いました。

審査において自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ賛成討論が1件あり、起立採決の結果、起立少数で請願第3号は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第2号は採択することに決定をいたしました。

次に、請願第3号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

1番、上村正朗君。

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） おはようございます。議員番号第1番、上村正朗でございます。請願第3号平和、いのち、くらしを壊す大軍拡、大增税に反対する請願について、賛成の立場で討論を行います。

政府は、昨年末、安保関連3文書を閣議決定いたしました。この3文書は、外交や防衛などの指針である国家安全保障戦略のほか、防衛の目標や達成する方法を示した国家防衛戦略（現防衛計画の大綱）と自衛隊の体制や5年間の経費の総額などをまとめた防衛力整備計画、現中期防衛力整備計画の3つであります。安保3文書は、2015年の安保法制の制定を踏まえ、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものと位置づけています。安保法制により集団的自衛権の行使容認をはじめ、法制度の上ではアメリカと共に軍事行動ができる国へと踏み出したものの、自衛隊はそのための装備を保有していません。そこで、敵基地攻撃能力の保有や兵器、施設の増強、自衛隊内外での軍事行動遂行の体制づくりを強化し、そのためにGDP比2%への大軍拡に踏み切ろうとするのが安保3文書の内容でございます。

安保3文書の内容については問題が数多くありますが、ここでは従来の政府見解である専守防衛からの重大な逸脱であるということを指摘したいと思います。1972年、当時の田中角栄総理大臣は、専守防衛ないし専守防衛というものは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、専ら我が国土及びその周辺において防衛を行うことと定義しています。今回政府が導入を決めたスタンドオフミサイルは射程1,000から3,000キロに及び、沖縄を基点とした場合、東アジア全域を射程に収めるものであり、従来の政府見解を大きく逸脱するものと考えます。

また、安保3文書では今後5年間の軍事費総額を43兆円とし、うち14.6兆円は新たな財源が必要となるとしています。この新たな財源の中では、税外収入として国立病院機構の積立金422億円、地

域医療機能推進機構の積立金324億円を不用見込みとして国庫に返納させようとしています。しかし、国立病院機構140病院のうち77病院、地域医療機能推進機構57病院のうち15病院では建物が既に耐用年数を超えて、改修の必要性がある建物がございす。また、医療機器やベッド購入のために市民に募金を呼びかけている病院まであります。医療機関の積立金は医療体制の維持、充実のために使われるべきであると考えます。自国の軍拡は相手国の軍拡を呼び、切りがありません。際限がありません。今必要なことは、戦いの準備ではなく、平和の準備です。対話と協調、共存共栄の考えに基づく地域の安全保障体制づくりに力を入れるべきだと考えます。

以上、所見を述べさせていただき、本請願に対する賛成討論とさせていただきます。議員各位におかれましては、請願の趣旨をお酌み取りいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、請願第3号は採択しないことに決定をいたしました。

---

日程第4 請願第4号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引上げ全ての人に物価給付金の支給を求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第4号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引上げ全ての人に物価給付金の支給を求める請願を議題といたします。

本件は、市民厚生常任委員会に付託をして、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） おはようございます。ただいま上程されております請願第4号 原告勝訴判決に従い直ちに生活保護基準を引上げ全ての人に物価給付金の支給を求める請願については、去る7月20日に開催されました市民厚生常任委員会で審査を行いました。その審査概要と経過について報告いたします。

最初に紹介議員の補足説明を求め、請願者から請願の趣旨について説明陳述を求めた後、審査に



入りました。

審査において自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第4号は起立少数にて不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから請願第4号をボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は不採択です。よって、原案について採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、請願第4号は採択しないことに決定をいたしました。

---

日程第5 議第74号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定について

議第75号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第76号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

議第77号 防災行政無線（同報系）設備更新工事の工事請負契約の締結について

議第78号 村上市消防本部庁舎高圧受変電設備及び非常用発動発電設備更新整備工事の工事請負契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第74号から議第78号までの5議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をして、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第74号から議第78号までの5議案について、先ほど報告いたしました請願の審査に引き続き、副市長、教育長、担当課長及び担当職員出席の下、審査を行いました。

初めに、議第74号 村上市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、10月から実施されるオンライン電子申請手続のベースになる条例だが、具体的に電子申請でどのような業務が対象になるのかとの質疑に、現在庁内で対象業務を検討しているが、住民票の交付申請や介護保険の手続をはじめ職員採用試験の受付も視野に入れているが、可能な限り電子申請ができるように進めたいとの答弁。

委員より、10月1日の開始に合わせたスケジュールはとの質疑に、全体的な件数を今年の5月に調査し、全体で1,058件ある手続のうち390件についてオンラインが可能と各課の調査で分かっている。このうち10月1日から50手続を開始し、今年度末には100件を目指して準備をしているところとの答弁。

委員より、紙媒体を必要とする方もいるが、今後の対応は検討しているのかとの質疑に、自治体DXを進める過程では、職員の労力も軽減しつつ市民の利便性を高めることに取り組んでいる最中だが、電子申請に不慣れな方もいることから、市民対象の講習等も併せて進めていきたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第74号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第75号 村上市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、条例案の別表にあるとおり、法律により対象事務が区分されているが、どのような内容になるのかとの質疑に、マイナンバーでは保険証の機能も兼ねていることから、日本人と外国人でサービスに格差が生じないように条例改正するもので、関連する業務に必要なものを記載したとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第75号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第76号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第76号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第77号 防災行政無線（同報系）設備更新工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、随意契約一者特命の理由はとの質疑に、老朽化し、既に製造されていない神林、朝日、山北地域の告知端末機器の代わりに防災タブレットを導入するものだが、タブレットは汎用機ではなく、市の防災無線と連動できるようアプリを組み込んだ専用機器であり、既存設備を活用しながら整備をすることから、連動が必要となる。しかしながら、無線電波は各メーカーで暗号化されて

おり、既存設備のメーカーでなければ通信の連動や防災タブレットにアプリを組み込むための改造も実施することができない。現在の防災無線は西菱電機株式会社製であり、同メーカーの機器の設置や調達、動作確認などを実施できる業者は市内にはなく、県内でも藤島無線工業株式会社が1者のみ代理店としてメーカーから指定を受けている。このことから、一者随意契約により仮契約をしたものとの答弁。

委員より、防災無線のメーカーはほかにも存在するが、方針を決定する過程では他社メーカーも含めて全て更新する考えはなかったのかとの質疑に、現在の全地域にある設備を総入れ替えることになれば約30億円はかかるという試算になる。このことから、使える設備を生かした中で更新しなければならない設備を更新するものとの答弁。

委員より、スマートフォンも普及している中、防災タブレットを配布する必要があるのか疑問だがとの質疑に、スマートフォンの普及も進んでいるが、現在は告知端末機を利用する高齢者世帯の方もいる中で、全て個人の機器を利用するという状況にはなく、現段階では必要だろうという判断の下、防災タブレットを導入するものだが、設置を希望しない方については配布する予定はないとの答弁。

委員より、地元の業者が入札に参加できないことに懸念もある。防災無線のメーカーは8社ほどあると確認しているが、更新工事はほかのメーカーでは不可能なのか確認はしたのかとの質疑に、設計段階で設計請負業者である株式会社テレコムC&Cへ確認しており、各メーカーの無線は暗号化されていることから、他メーカーでは不具合もなく完全に連動させることは難しいとの答弁。

委員より、防災タブレットに関しては、メーカーだけではなく、分離して地元事業者へ発注できるよう考えられないかとの質疑に、全て入れ替えて整備するような場合は屋外子局の電柱など地元事業者でできる部分もあるが、今回のものは設備更新ということになり、地元の事業者が入れる部分が出てこないが、各家庭に配布した際、Wi-Fi設定を含む各家庭への設置に係る工事については地元事業者が発注できるよう検討を進めているとの答弁。

委員より、タブレット端末8,000台の予算額はとの質疑に、今のところ概算で約5億8,700万円を見込んでいるとの答弁。

委員より、タブレット端末8,000台のランニングコストはとの質疑に、防災タブレットに携帯電話の電話回線を受けるSIMを入れ込むが、その通信費が年度当初2,600万円ほどかかる予定であり、その後年間4,000万円ほど通信費を見込んでいるとの答弁。

委員より、タブレット端末は買取りかリースかとの質疑に、緊急防災・減災事業債という有利な起債を活用するため、買取りとしているとの答弁。

委員より、予定価格が9億5,111万4,000円だが、算出方法はとの質疑に、設計事業者から出てきた設計に基づいて市で設定をしたとの答弁。

委員より、8,000台の配布内訳はとの質疑に、8,000台には予備の機器も含んでおり、世帯だけで

はなく、事業所や公共施設、各地域の集落公民館、区長が集落放送を流すための区長専用のタブレットも含まれている。また、昨年7月から12月にかけて配布希望調査を実施し、3地区の平均86%の方々から必要ということで算出したものとの答弁。

委員より、防災アプリの開発も今回の工事に含まれているが、防災タブレット導入に当たって今後の用途はとの質疑に、個々のタブレットやスマートフォン、パソコンでも活用でき、3地域だけではなく市内全域で使用する事となる。また、市外の方でも希望すればアプリをインストールして情報を得ることができる。工事完了後は速やかに村上市内も含めて使用可能になるよう進めていくとの答弁。

委員より、県内の防災タブレット導入事例はとの質疑に、技術の進歩により今後は防災タブレットが普及していくと捉えているが、県内では加茂市が、戸別受信機を設置していなかったこともあり、高齢者の世帯に限定して導入しているとの答弁。

委員より、タブレットの利用に関して、高齢者などは電子機器に精通していない方もいるが、導入に当たり対応はとの質疑に、配布するものは戸別受信機同様、防災の放送の受信機というイメージのもので、高齢者の方でも対応できるよう使いやすいように機能制限した形で設定をするとの答弁。

その他さしたる質疑なく、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたところ反対討論が1件あり、起立による採決を行った結果、議第77号は可否同数となり、委員長は可決と裁決し、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第78号 村上市消防本部庁舎高圧受変電設備及び非常用発動発電設備更新整備工事の工事請負契約の締結について、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、入札公表兼結果調書に2者の失格とあるが、その理由はとの質疑に、1億円以上の工事ということで低入札価格調査制度を採用しており、実施要領第6条第1項の失格判断基準に該当したということで、今回の工事については予定価格、調査基準価格、失格判断基準価格を設けている。今回はその失格判断基準価格未満の入札価格であったため、失格ということになるとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第78号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第74号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第75号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第76号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第77号について討論を行います。

通告のありました原案に反対の討論を許します。

1番、上村正朗君。

[1番 上村正朗君登壇]

○1番（上村正朗君） 議員番号第1番、上村正朗でございます。議第77号 防災行政無線（同報系）設備更新工事の工事請負契約の締結についてについて反対の立場で討論を行います。

本議案は、防災行政無線（同報系）設備更新工事の請負契約を随意契約によって行おうとするものであり、契約金額は10億3,403万7,400円となっています。随意契約とした理由を市は村上市独自の仕様により設定、調整された防災行政無線（同報系）システムのメーカーである三菱電機株式会社から事業譲渡を受けた西菱電機株式会社の無線設備における県内唯一の代理店であるためとしています。もちろん防災行政無線は防災情報をはじめ市民にとって必要な情報を迅速かつ広範囲に周知するシステムとして極めて重要な役割があり、設備の更新工事自体が必要なものであるということとは論をまちません。問題は、市の財政状況が厳しい中、施策の企画・立案や事業の執行に当たって予算の効率的運用が求められている下で、本議案における契約は適正であるか否かということがあります。

本議案に反対する理由の第1は、一般競争でなく随意契約としたことへの疑問です。言うまでもなく、地方公共団体としての契約は住民福祉の向上に資するものでなくてはならず、契約の3原則

である公平性の確保、経済性の確保、適正履行の確保を兼ね備えた適正な契約が求められています。このことを踏まえ、地方自治法では効果的に公益を図る目的から一般競争入札が原則であり、随意契約とする場合は適正な運用が必要となります。本件において、西菱電機株式会社の代理店である藤島無線工業株式会社以外の会社では工事が本当にできなかったのかという根本的な疑問が残ります。同業他社でも更新工事は可能だという話を聞いています。基本設計業務を受託した会社は、同業他社全社に更新工事の可否について確認を行ったのでしょうか。他社では本当にできない工事なのか、常任委員会の質疑では残念ながら納得できる説明はありませんでした。

反対する理由の2点目です。防災タブレットを新規に8,000台購入することですが、スマホにアプリを入れれば必要な情報が得られるのであれば、スマホを利用している方はスマホで情報を受け取ることとして、タブレットの配布対象者は高齢者などスマホを使用しない、できない世帯に絞るべきだと考えます。タブレットの購入代金は約5億8,700万円とのことで、全体の契約額10億3,000万円の56%を占めています。市財政が厳しい中、適正な予算の使い方が求められており、1台当たり7万円もするタブレット8,000台の購入は過大であり、不適切であると言わざるを得ません。購入台数の精査、絞り込みがもっと必要だと考えます。

以上、2点について本議案に対する所見を述べさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

13番、鈴木いせ子さん。

[13番 鈴木いせ子君登壇]

○13番（鈴木いせ子君） 賛成の討論を行います。

昨年8月3日からの大雨では、市内全域が甚大な被害を受けました。また、近年は気象変動の影響などから全国各地で大雨や台風などによる被害が頻繁になっております。被害が発生したときや災害が発生するおそれがある場合などにおいて、市民の皆様へ情報を伝達する手段として防災行政無線による呼びかけは非常に有効であります。今回の議第77号は、その防災行政無線の老朽化している部分の改修を行うものであります。市の防災行政無線親局、中継局、再送信子局などの送信側の設備と告知端末、戸別受信機、屋外拡声子局などの受信側の設備で構成されております。送信側の設備のうち親局、中継局の無線設備の入替えと受信側では屋外拡声子局の無線をそのまま使用し、バッテリーを交換するというものであります。また、神林、朝日、山北地域の告知端末が老朽化しており、現在同型の機械が製造されていないため、市ではスマートフォンの普及が進む現状の中で、将来的には現在各世帯に配布の戸別受信機、戸別端末を廃止し、個人のスマートフォンへの情報を配信する方針であります。しかしながら、まだ高齢者のみの世帯などでスマートフォンを持たない方々などもあることから、当分の間戸別受信機はそのまま使用し、戸別端末の代わりとして今回暫定的に防災専用のタブレットを配布するものです。送信側の設備と受信側の設備一体のものであり、

緊急時に情報が的確に伝達できるよう連動したものでなければなりません、無線設備は特殊で、各メーカーによって独自の仕組みとなっているようであり、今回の工事は設備の一括更新ではなく、使用可能な設備を活用した部分更新であり、既存の設備と更新する設備を連動し、的確に情報を発するためには、既存のメーカーによる工事が適切と考えます。メーカーの代理店は市内になく、県内唯一の代理店である藤島無線工業株式会社と随意契約により契約が必要と考えております。終わります。

○議長（三田敏秋君） 次に、通告のありました原案に賛成の討論を許します。

10番、鈴木一之君。

[10番 鈴木一之君登壇]

○10番（鈴木一之君） 賛成の立場で討論を行わせていただきます。

今回の防災無線の工事は、送信側の設備の親局、中継局の機器を更新いたしますが、再送信子局5局についてはそのまま使用するほか、村上、荒川地域に子局を2局増設し、電波の入りにくい地域の解消を図ります。また、受信側の設備では各地域の247局の屋外子局のバッテリーの入替えを行います。村上、荒川地域に設置の戸別受信機約1万1,000台はそのまま使用し、神林、朝日、山北地域には老朽化し、同型の機械が現在製造されていない告知端末に代わり、防災アプリが組み込まれた防災タブレットを導入するというものであります。防災タブレットは、市販の汎用のものを配布するものではなく、防災情報を出されたときには防災無線と連動し、自動で音声流れるなど、タブレットにアプリを組み込んだ防災専用の機器として配布するものであります。神林、朝日、山北の各地域で希望する世帯、事業所、公共施設や予備の台数も含め約8,000台を準備するものであります。今回の契約金額は10億円と非常に大きい額ではあります。今回入替えをしない戸別受信機、屋外拡声子局など全ての設備を更新した場合には、さらに約20億円の経費が必要となる見込みであると伺っております。市では、内部で十分に検討を重ね、部分改修とした上で、財源にも非常に有利な起債を活用し、一般財源の軽減を図っております。また、無線設備は特殊な設備であり、機器の調達や動作確認などを行うことのできる業者は市内にはありませんが、市では市内業者でも実施可能な防災タブレットの配布、設置については市内業者に発注を予定していると伺っております。防災情報の伝達は非常に重要でありますので、老朽化した機器を更新し、確実な情報伝達を図るためには、本契約は現在の防災無線のメーカーの県内唯一の代理店である藤島無線工業株式会社と契約すべきと考えております。議員各位のご同意を切にお願い申し上げまして、賛成の討論で終わります。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議第77号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第77号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第78号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第78号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議第79号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第80号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第79号及び議第80号の2議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

[市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇]

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第79号及び議第80号の2議案についての、その審査の概要と経過についてご報告いたします。

去る7月20日午前10時から、市役所第1委員会室において、委員全員、議長、副市長及び理事者出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第79号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第79号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第80号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第80号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。



○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第79号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第80号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第80号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議第81号 市道路線の認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第81号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案は、経済建設常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第81号について、その審査の概要と経過についてご報告を申し上げます。

去る7月21日午前10時から、第1委員会室において、委員全員、議長、副市長をはじめ理事者出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

議第81号 市道路線の認定についてを議題とし、建設課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第81号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議第81号をボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第81号は委員長報告のとおり可決されました。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時55分 休 憩

---

午前11時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第8 議第82号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第3号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第82号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案は、一般会計予算決算常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

初めに、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算決算常任委員長。

〔一般会計予算決算常任委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算決算常任委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第82号 令和5年度村上市一般会計補正予算（第3号）については、一般会計予算決算常任委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、7月19日から21日までの3日間にわたって各分科会でそれぞれの所管分の審査を行いました。各分科会での審査が終了したことから、7月25日午前10時から一般会計予算決算常任委員会を開催いたしましたので、審査結果についてご報告を申し上げます。

議第82号のうち、総務文教、市民厚生、経済建設の分科会所管分については、3つの分科会とも起立全員で原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの各分科会長から報告がありました。それぞれ各分科会長に対する質疑を求めたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第82号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第82号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議員発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議員発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

4番、高田晃君。

〔4番 高田 晃君登壇〕

○4番（高田 晃君） ただいま上程されました議員発議第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてであります。本案は、去る7月19日開催されました総務文教常任委員会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容につきましては皆様へ配付されております資料のとおりですが、子どもたち一人一人が大切にされ、豊かな人間関係の中で、教育の機会均等と水準の維持向上など、豊かな学びを保障するため、中学校での35人以下学級の早期実現及び学級編制標準の引下げによる30人以下学級の実現、さらには学校の働き方改革や義務教育費国庫負担制度の見直し等を要請するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長及び参議院議長であります。

賛成者は上村正朗議員、山田勉議員、鈴木いせ子議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員。そして、提出者は私、高田晃でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第1号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議員発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

4番、高田晃君。

〔4番 高田 晃君登壇〕

○4番（高田 晃君） ただいま上程されました議員発議第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてであります。本案は、去る7月19日に開催されました総務文教常任委員会の協議会で審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書の内容につきましては資料に記載のとおりですが、今地方公共団体には急激な少子高齢化に伴う医療、介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる役割が求められています。このため、令和6年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう要望するものです。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣、衆議院議長及び参議院議長であります。

賛成者は、上村正朗議員、山田勉議員、鈴木いせ子議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員。そして、提出者は私、高田晃でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第2号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議員発議第3号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第3号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

12番、尾形修平君。

〔12番 尾形修平君登壇〕

○12番（尾形修平君） それでは、ただいま上程されました議員発議第3号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、議会改革調査特別委員会においても度重なる議論を重ね、議員の皆さんからもアンケート調査を行ったわけですが、賛否に関しては拮抗しており、委員会としての結論を得るまでには至りませんでした。委員会でも、全国的にも議員の成り手不足が叫ばれている中で、若手の議員や女性議員の参加を得るにはどのような方策があるのかを真剣に議論しましたが、やはり結論を出すまでには至りませんでした。先般、議員年金の法整備を国に対して意見書を提出したわけですが、これに関しても先行きは不透明な状況であると思います。議員定数と議員報酬の在り方については、第3期の議会改革調査研究特別委員会において地方自治法第100条の2により専門的知見を持つ方から答申をいただいたわけですが、調査会の中でもけんけんがくがくの議論がなされ、調査会の結論としては定数、報酬ともに現状維持ということでした。しかしながら、本議会においては2年前に1名が辞職し、1名の議員の方が長期療養という中で20名体制で議会運営がなされてきましたが、特段の支障はなかったと思っております。また、先月に補欠選挙が執行されたわけですが、残念ながら立候補される方はありませんでした。以上の状況を鑑み、今後ますます加速していく人口減少問題と、行政側の行財政改革をチェックする議会として自らも身を削る覚悟が必要と考え、今般の発議となりました。

賛成者は、小杉武仁議員、富樫雅男議員、長谷川孝議員、大滝国吉議員、鈴木いせ子議員、河村幸雄議員、鈴木一之議員であります。そして、提出者は私、尾形修平であります。

以上、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。ご審議の上、全会一致でのご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 大変ご苦労さまでございます。3点お聞かせください。

全員協議会で議員定数削減の議案が最終日に出るという話を聞いて非常に驚いたわけでございます。議会改革調査特別委員会の中間報告、去年の12月の時点では討論を打ち切り、結論を見送り、議論は打ち切りということから、去年の12月以来ずっと動きが全くないわけですので、議員定数どうなるのかな、このまんま選挙に行くのかなというふうに思っていたところ、私からすると非常に唐突にこういう議案が出ましたので、その部分、内容というよりも、やはりこういう議案の出し方でいいのかなということで、その部分についてちょっと尾形議員の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

1つは、私質問しようかなと思ったのは、村上市議会の基本条例読ませていただいたわけなのですが、私どもの議会活動は当然基本条例に基づいて行わなければいけないということは重々承知しておりますので、1つは今回について市民の意見を把握した上で今回の議案を出されたのかなというところですね。条例第2条、議会の活動原則では「議会は、次に掲げる原則に基づき活動する」と、第2号として「市民の多様な意見を的確に把握し、市民に開かれた議会を目指すこと」、第4号では「把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること」とございます。同じく条例第3条、議員の活動原則の中では、「議員は、次に掲げる原則に基づき議員活動を行う」、「市政の課題及び市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること」ということで、私も議員になって3年なわけですが、この間議員定数削減の関係で、基本条例に掲げている原則を踏まえて、議員定数の関係で市民の多様な意見を的確に把握した経過というのはちょっと私寡聞にして存じ上げませんので、その辺市民の意見を的確に把握して私はやっぱりこういうものというのはいやらなくてはいけないと思うのですけれども、その辺どのように考えておりますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） これ質問一問一答方式なので、あれなのですけれども、1点目、上村議員から今ご発言があった発議の在り方についてなのですけれども、私も先般全員協議会でも申し上げましたし、今の提案理由の説明でも申し上げましたけれども、議員定数の問題と議員報酬の問題に関しては今期、第4期の議会改革だけで議論してきたわけではなくて、議会改革の委員会が設置された第2期から延々と議論してきました。今般唐突に出されたって今表現されましたけれども、決して唐突ではありません。先般全員協議会でも申し上げたのですけれども、この議員定数の削減に関

しては第3期の議会改革調査研究特別委員会において、先ほど提案理由にも申し上げましたけれども、地方自治法100条の2において有識者の方の知見を用いるということで、村上市内の方、また大学教授の方において調査報告書の取りまとめを行った報告書、これが平成31年に出ています。だから、ここで言った報告書の時点では報酬、定数とも現状維持ということだったのだけれども、中身をよく読んでみると、皆さんほとんどが定数削減のほうに話が行っているのです。ただ、調査会として定数削減というのはなかなか議会に対して言いにくい部分があって、いかにもオブラートでくるんであるような表現がされています。私は、この調査書を読んで、市民の方はやはり議員定数の削減のほうにベクトルは向いているのだなというのを強く感じました。先ほども提案理由で申し上げましたけれども、委員会として方向性が出せるのであれば、当然議会改革の委員会を出したと思います。アンケートの結果、意見が拮抗しておりましたので、このまま委員会で議論していただきが明かないということで先般の委員長報告につながったわけで、削減をするとすれば、あと議員発議しか方法はないわけなので、決して私は唐突だと思っておられませんし、市民の意見を取り入れていないというふうには決して思っておりません。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 議論の場ではないので、なるべく質問ということでやっていきたいと思いません。すみません。

2点目は、議員間の合意形成が図られるように努めていただいたのかなということでございます。この議案を審議して採決するのは今いる20人の議員なわけですので、その議員の中の合意形成を図るというのが非常に私は大事だと思うのですが、なので平成31年の話をされてもちょっと、そのとき私は議員ではなかったなと思います。条例第12条、議会運営、「議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない」。第2項として、「議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする」ということで、今回出された議案に関して私が意見を聞かれたのは、特別委員会の一番最初にアンケートで聞かれましたけれども、その後は特に議論をする場というのはなかったのかなというふうに思うのですけれども、その辺、特別委員会、委員8人ですので、私も含めて委員会に参加されていない方もいらっしゃいますので、その辺も含めて委員会並びにほかの場を含めて議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるというのが条例の私は理念、考え方だと思いますけれども、その条例の考え方と今回の発議の仕方の関係についてちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） だから、先ほども申し上げましたけれども、本来であれば議会改革の委員会で取りまとめを行って発議できれば一番いいのですけれども、アンケートもそうですし、委員会内でもやっぱりけんけんがくがくの議論がありました。そんな中で私は個人的に議員定数削減はあるべきというふうな立場から今回議員発議に至ったわけで、決して手順が間違っているとか、そうい

うような指摘は当たらないかというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） では、最後、3番目になります。特別委員会の記録、私も読ませていただいたのですが、今議員がおっしゃるようなけんけんがくがくの議論というのはどうもされていないような気がします。どなたが言ったかというのは言いませんけれども、令和4年9月28日の特別委員会の議事録の中でも、ある委員は結論を出すべきではないのではないかと、まだ早いのではないかと。ある委員は、結論は出すにしろ、もう少し議論を重ねて、もう少し結論は先にあったとしても、出すべきだとは思いますが、そんなに急ぐ必要はないと。尾形議員も、議員発議で出して本会議で採決するという方法もあるとはおっしゃっていますけれども、最後のほうに、早急に12月の定例会まで、来年の3月定例会までにとということではなく、市民の声も聞きながら、方向性を探りながらやっていくのがいいのかなというふうに考えていますということで、これだけを見ると削減したほうがいい、削減しないほうがいいという形での議論というのは全くされていないというふうに私は思いますので、尾形議員は委員会の副委員長でもありますので、もう一度議会改革調査特別委員会での議論をしっかりと、我々その委員会に参加していない議員の意見もしっかり聞いて、何より一番大事な市民がどう考えているのか。私の、この件がありましたから、知り合いの市民の方に何人か聞きましたけれども、削減したほうがいいよという市民もいるし、今のままでいいよと、議員定数の問題ではなくて、議員さんが議員としての仕事をしっかりと果たすことのほうが大事なのではないの、様々な声がやはり市民の方からは聞かれました。なので、私は本議案は撤回して、議会改革調査特別委員会ははじめ議員各位の民主的な討議、そこをしっかりともう一度保障すると、市民の声もしっかり聞くというプロセスを通すことが必要なのかなと思いますけれども、その辺いかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 上村議員言われたようにこの議案を撤回するつもりはさらさらありません。状況というのは常に変わっているわけですね。だから、私提案理由でも申し上げましたように、1名議員が辞職して、先般執行された補欠選挙で何人の方が立候補される、そういう状況であればまた違ったと思うのです。だから、上村議員今言った現状のままというのは、現状20人なのです。現状22人ではないのです、今の議会は。その辺の考え方が私と根本的に違うところで、私は20人でも議会運営は十分になされているなというふうに感じたものですから、今回発議に至ったわけでありませう。

以上です。

○1番（上村正朗君） 質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 2番、菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） 重複する部分もあるかもしれませんが、よろしく願います。



議会改革調査特別委員会で尾形議員の発言を記憶しているのですけれども、議員定数見直しのアンケートの結果が出たときに、意見が拮抗していることから、このまま継続していても難しいと思うので、委員会としてこの議論に関してはここで打ち切って、あと賛成、反対、もし賛成者のほうが次期改選に向けて議員発議したときに議場での議論になるという発言されたというふうに記憶しております。私の思いですけれども、議会は言論の府でありますから、意見が拮抗しているからこそ議論を深める場が議会だと思っています。今定例会最終日に発議と、そして決めようとするのはいかがなものかなというふうに思っています。例えば定例会の最初から、冒頭に提案して、議員でどう議案を取り扱うかにもよりますが、総務文教常任委員会で審議するとか、議会運営委員会で審議するとか、全員協議会でもむとか、いろいろな議会中に議論する場が欲しかったなと思っています。そこが非常に残念なのですけれども、結果的に議論なくして結果を導く手法にまず疑問を感じますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 考え方の違いだと思うので、この問題、先ほど私が言ったように、今期の議会改革だけではなくて、ずっと歴々の議会改革の委員会で議論してきて、平成20年に合併したときに30人だった議員定数を徐々に下げてきたわけですね。村上市の状況も変わる中で人口減少も進む、行財政改革も進む中で、やっぱり議員定数の在り方も私は削減という方向でいいのではないかなというふうに思っておりますし、議会としても、先ほども言いましたけれども、身を削る必要性があるのではないかなという思いで今回発議させていただきました。今菅井議員言われるように、例えば議会改革の委員会、また別の委員会で再度議論しても私は結論は得られないというふうに、今まで何回もやってきた中でそう感じたものですから、最終手段として発議しかないなというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） 考え方の違いだと言われればそれまででありますけれども、今議会改革調査特別委員会で様々審議している中で、私は若い議員、そして女性議員の確保が最優先課題ではないかなというふうに思っています。他市の事例では、成り手確保のために議員報酬の年代加算をしている事例もあります。例えば30代、40代の方には月額10万円を加算するとか、そういう条例を制定している議会もあります。当市議会においても、まずは成り手確保をどうするかをしっかりとその方向性を示すことが最優先ではないかと思えます。その方向性を示さずに議員定数削減では、ますます新人議員にとってはハードルを上げてしまうことになるのではないのでしょうか。どうしても定数削減されれば、現職の議員が有利となるのではないのでしょうか。当市議会においては、まずは成り手確保をどうするか、そのことをしっかりと方向性を示すことが最優先ではないかと思えます。議員定数の見直しはその後でもよいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 今菅井議員から指摘を受けた部分に関しても委員会で議論がありました。私もそのとおりだというふうに思っております。しかしながら、先ほども言いましたけれども、結論を得るまでには至らなかったわけですし、結論というのは私そのテーマに関しては出ないのではないかというふうに思っております。例えば平成31年に出された調査報告書に関しても、同じことが書かれています。やはり若手の議員さんに登用してもらいたい、そのためには報酬を上げるべきではないかという意見もありましたし、報酬を上げたからといって、では若手が出るのか、女性議員が出るのかと言われれば、それもまた答えが出ないというふうに思っていますので、まず今村上市の議会の現状を考えたときに、本当に菅井議員言われたように、私は選挙に対して若手が不利だということは決してないと思いますし、やはり調査報告書にも出ているように村上市をよくしたい、どうかしたいという高い志を持って本来、議会に議員として活躍していただきたい。それがたまたま若手なのか、女性なのか、我々の年代なのかというのはまた別問題の話だと思っていますので、まずは今の村上市の現状に合わせた議員定数の在り方、議員定数は私は20名で十分に運営できると思っていますので、その発議をさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） 考え方の違いだと言われればそれまでなのですが、まずは議会としては成り手確保のことをしっかり議論して、それを方向づけして、それからその後定数見直しの話もあってもいいのかなというふうには思います。考え方として私はそのように考えております。

以上で終わります。

○議長（三田敏秋君） 14番、川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） ご苦労さまでございます。お二人の質問があったので、かぶらないところでお聞きしたいなと思っておりますけれども、提出者も平成31年2月に出た答申、定数と報酬の在り方について、このところでいろいろ内容をお話しなさっていますが、私も目を通させていただいてまして、ここで答申の附帯意見というふうなところで、今後議会として定数、報酬を議論する前提として議会活動、議員活動をより一層情報公開していただきたいというふうな附帯意見がつけられていまして、この議員定数削減についての委員会での議論等あったことは承知していますけれども、一般市民に対してのここに述べられているような情報公開、ここはちょっと全くなされていなかったのではないかなと思いますが、この辺についてはどう考えていますか。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 今質問の意図がちょっとよく分からないのですが、市民に対して。

〔「情報公開があったか」と呼ぶ者あり〕

○12番（尾形修平君） 議員定数の在り方について。

〔「そうそう、そうそう」と呼ぶ者あり〕

○12番（尾形修平君） 市民というと、村上市民5万5,000人を対象に、では皆さんどう考えているの

ですかということではなくて、私は少なくとも、先ほど言いましたけれども、今川村議員も言いましたけれども、有識者の皆さんにこの問題に対してのある程度方向性を出してもらったわけですから、私はそれが市民の答えだというふうには思っております。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） あと、この報告書にも、先ほど菅井議員からも出ていた若手の議員の立候補を促進させるためにはというふうな部分で、これ議会改革のほうからそういう調査を依頼されていることに対するの答申なのですが、明確にこういう方法ということではないのですが、議員定数、報酬、現状のままという答申を出したことがいわゆる若手議員を促進させる一つの答えであるというふうに読み取れる、私はそのように読み取ったのですが、私も何度か自分の会報で若手議員に立候補を促す文章を書かせてもらっていますし、今回の補欠選挙においても、数名の若手と見える方に立候補を促してきています。ただ、やはり来年4月の本選に向けて9か月くらいですか、あまりにも直近過ぎるというふうな捉え方をなさっているのだなというふうに私は感じたのですが、その辺について、来年本選を控えて、補欠選挙立候補がなかったことについて、議員に意欲がないというふうにとられるような尾形議員のさっきお話があったのですが、その辺はどんなふうに感じていますか。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） それが若手とか女性とか、年齢を問わずの問題なのだけれども、やはり今回補欠選挙に立候補者がいなかったというのが一つの私の個人の中での引き金になったというかがありました。この発議を出す動機というかになりました。今回補欠選挙で例えば2人、3人の立候補者がいれば、今川村議員おっしゃるように、この提出を先送りしたかもしれません。ですけれども、今回の状況を考え、昨年から20人体制でやってきた議会でも村上市議会は十分に機能していくのだという思いがあって今回の発議に至らせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 川村敏晴君。

○14番（川村敏晴君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（三田敏秋君） 9番、稲葉久美子さん。

○9番（稲葉久美子君） 今3人の議員の方から質問されたので、重複しない程度ということで、今回補欠選挙を一応立てたいという方向でやったものですから、そういう立場からちょっと意見を言わせていただきたいと思うのですが……

○議長（三田敏秋君） 質疑ですよ。意見ではなくて質疑。提出者に対する質疑ですよ。

○9番（稲葉久美子君） それで、今尾形議員のほうからも補欠選挙の参加者が少なかったから、もう出る人がいないのではないかというふうな言い方でやられたので、私はちょっと違うのではないかなというふうに思いますので、そういう点についても伺いたいと思いますが、とにかく議会改革調査特別委員会で中間報告で定数については拮抗していると、だから結論を出せないということで

12月に伺ったところなのです。それで、でも村上市は広範囲だから、22人が適当というか、そういう面で22人で来たと思うのですけれども、それを20人にすること、定数について考えるということについては否定しないのですが、唐突ではないかというのが一つなので、さっきからそれ返事されていますので、そのことについては伺わないのですが、ただ今回補欠選挙をやってみて、市民の立場というか、議員になってほしいというふうに要望した場合に、ここにいらっしゃる理事者の方もその年代だと思えるのですけれども、そういう人たちに伺ったら、やはり今の議員の報酬や厚生年金等、それからいろんな条件等について、それから4年に1回選挙をして身分が保障されるというような状況の中で、とってもしょうか、そういうことを考えたら議員には立候補できないというような、そういう話を今回聞いたのです。そういうこともあるので、とにかく現役の人たちが仕事を辞めて出られないという理由には、自分たちが今まで一生懸命に子育てしてきて、教育資金とかいろいろな金かけてきたので、とにかく今議員の報酬では生活できないと、老後のことを考えたらとてもできないというようなことを重ねて言われました。そんな状況を踏まえた上でやはり定数というのは決めるべきではないかというふうに思ったのです。今日提案されて、今日結論出すのでなくて、そういうことも含めてやはりいつ頃までは結論出したいとかいうふうに提案されてはどうかというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 先ほど来質問にも答えましたけれども、その議論は議会改革の委員会でも何年も継続してやってきました。結論が得られないので、私は今回の発議に至ったというふうに先ほどから申し上げております。

○9番（稲葉久美子君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 尾形議員、ご苦労さまでございます。私全員協議会に欠席したので、ちょっと突然聞いた話なのですけれども、いろんな今質問ありました。一番私気になったのは、私は定数減は賛成ですよ。定数減はね。ただ、ここで議員発議すると、この最終日で決定するわけですから、これ内容を見ると2名減、この2名減も決定するのですよね。ですから、いろいろと言ってきた中で、議会としては、在り方としては議会改革調査特別委員会というものを設置しているので、そこでやはり少しでも話出して、ここに賛同している人は全員が、副議長も入っていますね。ですから、私一番あれなのは、議会というものはそういう場を踏んできてやるべきかなと思って、そのことを強く思っているのです。というのは、例えば最終日に理事者側から追加議案の重要な案件とかがどんと出てきた場合もそうですし、議会からそういうことをやっていると、理事者側もそういうことを出してもこだわらないという感じ方になるのです。ですから、やっぱり場を踏んでやってくるのが当然、私、ずっと何年も前からこの話途切れたのです。前の委員長から終わってから。ですから、その辺もう少し考えたほうがいいのではないかと、まだ間に合う話ですので。どうですか。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） この件に関しても先ほど来答弁させていただいていますけれども、議会改革の委員長中間報告の中でも、委員会としての取りまとめはできないと、くしくも先ほど菅井議員のほうからお話ありましたけれども、委員会の中でも取りまとめが利かない場合は、あとは議員発議で皆さんの賛否を問うしかないということで委員会の中でも私発言させていただいていますので、決して唐突な提出ではないというふうに私個人的には思っております。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 19番、佐藤重陽君。

○19番（佐藤重陽君） お疲れさまです。大体いただいた今まで皆さんの質疑の中で、尾形議員から出てきている言葉で、有識者の意見を踏まえて、20人で機能している、考え方の違いだ、そういう中でのいろんな質疑、確かにそうだと思うのです。今のように議案には賛成だけれども、出し方にちょっと異論を感じている人、また議案そのものが進め方が違うのではないかという意見を持っている人、そんなことも踏まえて、私は議会の機能のことについて触れないで、要するに我々自身の議会の職務についての考え方をしっかり持たずに議員定数の話をしているから、いつも私は議員定数のところでつかえる、議員報酬のところでつかえる、そういう場面が多いのではないかなと思うのです。有識者のときもそうです。有識者の方々からいただいた意見や何かというのは、尽きるころ、それも捉え方が尾形議員、またほかの議員との違いがあるようだけれども、私はあのときの有識者の皆さんの意見というのは、議員は働いていない、議会は機能していないよということが前提の、悪いけれども、私もそこにいるわけですけれども、そういう前提で見られた意見、発言だと思うのです。そのことに私は逆に本当は注目すべきであったのではないかなと。私も唐突という感否めないのですけれども、そんなことを言ってもなんですから。ただ、今この場面で考えるのは、このまま採決してしまっていていいのかなというのは実は私の中にあるのです。お聞きしたいのは、私はこの村上市議会の市民の評価を考えたときに、ボランティア議会でいくべきなのか、逆に言えばプロフェッショナルの集団として我々議会は機能すべきなのか、それによって定数というのは変わってくるのではないかなと思っているのです。その辺の考えはどうでしょう、発議者は。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 今佐藤議員おっしゃられたとおりだというふうに思っております。この調査報告書の中にもありますけれども、今ボランティアという表現しましたけれども、決してボランティアではなくて、例えば兼業、ほとんどの方が兼業だと思うのですけれども、兼業と専業で在り方が、報酬に関しても定数の在り方も私も違ってくると思います。しかしながら、現状を考えると兼業の方が多くわけですから、そちらのほうをやっぱりメインに私は考えるべきかなというふうには思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○19番（佐藤重陽君） 私もどちらかというところ思っているのです。ただ、考え方として、議会のあるべき姿を決めないで話ししていること自体が、でもなかなか行ったり来たりするのだろうと思うので、今まで進んできていないと思うのです。だから、そういう意味では急ぐ必要もないし、またいつまでも放っておくわけにもいかないし、そういう問題なので、私はここでこういう議員発議されたことによって、この案件について議員皆さんがこれでまた新たな認識をしたと思うのです。委員会ですらだらしていただけないな、こういうふうにしななければいけないというのが何となく皆さんの中に入ってきていると思うので、せめてこれを、今日は議員発議された、今発議している途中にこんなことを言うのはおかしいけれども、発議された。その中で我々も、私も実は会派の会長に聞いて、今回こういうことになったのさ、出るからって言われて、ちょっと唐突だったので、準備しているものがなかったのですけれども、ということはこの後ここで採決というよりは、継続した審査の中でやることで、もう引き戻せない状況だけはできたから、どうなのだろうと、そのことについて特化した議論をする機会を設けるべきでないかなと思うのですけれども。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 定数の在り方というよりは、現状の捉え方だと思うのです。現在村上市議会は22定数でやっていますけれども、現状として20人で、先ほどから何回も言っていますけれども、20人でこの議会は運営されてきました、過去2年間。2年か1年半ぐらいですけれども。その中で何か支障があったとか、委員会、また本会議でも支障があったとかというのであれば、その考えは私も及ばなかったと思うのだけれども、私は今のこの20人体制で議会が機能しているというふうに捉えたものですから、今回の発議に至ったということでもあります。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○19番（佐藤重陽君） 最後なので、あれですけれども、私は20人でこの2年、3年機能してきた、その部分が逆に言えば我々の感覚と市民との違いなのでないかな。というのは、20人でやってきたことが議会の仕事だったのかと。要するに今の仕事で満足する議会だったらおかしいと思うわけです。だから、議会の働き方を考えていけば、20人で間に合ったのではなくて、20人いながらそれだけの機能をしてこなかったという部分も反省しなければいけないのでないかなと、そんなことを考えて、今議員定数の問題については、私も今ここにいるので、できたらこの機会に継続するような形でできたら一番いいのだがなという思いを、取りあえずはしようがないので、伝えて終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

1番、上村正朗君。賛成ですか、反対ですか。

○1番（上村正朗君） 反対です。

○議長（三田敏秋君） では、反対の討論を許します。

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） 大変ご苦労さまでございます。それでは、ただいま上程されております議員発議第3号 村上市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場で討論に参加いたします。

本案は村上市議会の議員定数を22から20とするものでありますが、私は議員定数削減の可否の審議、採決に入る前の段階として、本条例案が上程に至った経過について、村上市議会基本条例が定める理念、原則に照らして問題があるというふうに考えます。以下、幾つかの原則について所見を述べたいと思います。

第1に、議会の活動原則として、条例第2条第2号では「市民の多様な意見を的確に把握し、市民に開かれた議会を目指すこと」と定め、第4号では「把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること」と定め、市民の多様な意見を反映して議員が活動するという原則を議員に求めています。この間、議員定数について市民の意見を的確に把握したことはあったのでしょうか。私は、寡聞にしてそのような事実を知りません。

第2に、議会運営の原則として、条例第12条第1項では「議会は、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない」、第2項では「議会は、議員間における討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする」と定めています。議会最終日に議案を提案し、市民の多様な意見を把握することもなく、議員の合意形成を図ることもなく議案の成立を図るという進め方は、条例が定める議会運営の原則とは相入れないものだと考えます。今村上市議会と議員に求められているものは、広大な面積を有する村上市において、進展する人口減少や少子高齢化の中で一人一人の市民が大切にされる持続可能な地域、まちをつくること、そのために市民のニーズや地域の課題を把握して積極的に政策提言を行うこと、市長や市民と協働してまちづくりに取り組むこと、次の時代の議会の担い手を育成すること等々だと考えます。議員定数の在り方について市民や議員の間で様々な意見の相違があるのは事実です。議員定数の在り方については、議会基本条例の理念に立って市民の意見を的確に把握しながら、議員間で大いに議論をしようではありませんか。私は、本条例案は一旦否決とし、議員定数の在り方について議会改革調査特別委員会等の場で継続して審議をするべきだと考えます。

以上、所見を述べさせていただき、議員各位の賢明なるご判断をお願いして、本案に対する反対討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 反対の討論はございますか。

14番、川村敏晴君。

[14番 川村敏晴君登壇]

○14番（川村敏晴君） 私の立場を鮮明にするために反対の立場で討論をさせていただきます。

平成31年2月に村上市議会における議員定数と報酬のあり方についての調査会、先ほど来出ていますが、これが答申を出されました。それによれば、議員定数については、この調査会では定数22名を答申として決定したという発表でございます。その理由として、議員定数については、村上市の人口減少している中、現行の26名から人口比として減らすこととし、全国平均（全国814市）のうち人口段階5から10万人未満の平均定数が21名である。これに対して村上市は行政面積が広いという特殊性を加味して、プラス1名とする22名とする。そうした場合、常任委員会の構成は現状の3常任委員会として、1委員会7名で、これに議長1名を加え、定数22名と考えられるというふうな答申でございました。そして、この答申提出に当たって附帯意見もついております。先ほども少し触れました。その中の一つには、今後議会として定数、報酬を議論する前提として、議会活動、議員活動をより一層情報公開していただきたいとの附帯意見でございました。本日この本会議で議員定数の削減の議員発議がなされたわけですが、この議員定数削減に対しては、現在議会改革調査特別委員会においていろいろな項目がありますが、その中の一項目として協議をされてきたものであります。議員定数削減については、委員会として結論を得るには至っていないと発議者も発言してございます。現議員全体のアンケートでも、現状維持と削減の意見が拮抗した状態でございます。しかも、今回定数削減については議会運営委員会、会派代表者会議、そして全員協議会等での議会改革の進展について詳しい報告を得れず、それについての議員同士の意見を交わす場もなかったと、このように感じております。そして、先ほど答申あったように、議会として定数、報酬を議論する前提として議会活動、議員活動をより一層情報公開をすべしとしたこの附帯意見が切望しているのは市民に向けた情報公開であると、この情報公開が市民の政治参加の大きな課題でもあります議員定数に関しての削減実施、これらの情報がなされていなかった、この形のまま削減を本会議で決定していいものか、そんなふうに感じております。良識のある議員の皆様方に申し上げます。既にもう発議に署名をなされている方、そして私のように考え抜いている方、しっかりと熟慮していただきたいと思えます。

また、2名の議員が欠員になっていることについてでございますが、これは自らが定数削減のために辞職なさったわけではありません。その理由については皆さんよくご承知のことと思えますが、そしてまた先月の議員の補欠選挙、ここに一人も立候補がなかったこと、これも議員に立候補する意欲のなさとして捉えられておりますが、ここもあと残すところ9か月しかなくなっているところに補選をし、そしてまたその後本選をするというふうな、若手の立候補を切望している私としては、やはり時間の調整だとか、そのようなことで非常に立候補をためらうという傾向が見えたというふうに私は感じております。やはり立候補する方々のご自身の家庭生活と議員活動の両立を考えたときに議員報酬の在り方が大きなネックになっていたのではないかなと、こんなふうに感じておりま



す。議員全体の意見の統一もまだ得れない状態でありまして、市議会議員選挙の改選を目の前にして、定数の削減については本日のこの本会議で短い時間に審議、結論を出すというのは非常に無理があると、このように感じております。どうか議員の皆様、次回の改選後にしっかりと議員間で意見を交わし、市民の方々にしっかりとした情報を発信しながら、時にはご意見を拝聴しながら、議員の定数を決定していこうではありませんか。私は、今申し上げたとおり、この議員発議に対しては反対の意見で討論させていただきます。ご熟慮よろしく願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 11番、渡辺昌君。

〔11番 渡辺 昌君登壇〕

○11番（渡辺 昌君） 反対の立場で討論を行います。

地方議会における議員定数削減の動向は、削減競争と言ってもよい状況となっていると感じています。行政改革が求められる中であって、議会も同様な考え方によって議員定数の削減が進められているものと考えます。しかしながら、広く住民の意見を行政に反映させるという議会の代表機能という観点からは、議会は住民の年齢層、性別、職業、各地域等から満遍なく選出された議員で構成することが理想であり、単に人口規模によってのみ議員定数を論じるべきではないと考えます。当市議会においては、近年、任期4年の途中から欠員が生じる事態が続いており、今期も同様の状況となっています。このたびの議員定数削減の議員発議もこのような現状やさきの議会改革調査特別委員会での議論を受けてのものと思いますが、執行機関に対する議会のチェック機能の低下の問題をはじめ、以前からの議員報酬の問題、若い世代や女性等議会における人材確保の問題、さらには投票率の低下傾向など、簡単に結論の出る問題でないことは十分に認識はしていますが、議員定数の削減に当たってはもう少し議論を重ねるべきと考えます。結論が出ない議論であっても、決して無駄な議論であるとは言えないと考えます。経費節減の面においては、本市の一般会計における議会費の割合は他市と比較しても既に相当低い水準であることも事実であります。急速な人口減少、それに伴う議員定数の削減は避けられないものであることは十分に認識していますが、現状に合わせて定数を削減するのではなく、議会自ら少しでも理想とする議会の在り方に近づけるべき議論や取組を重ねた後に議員定数削減の是非を判断するべきであると考えことから、このたびの定数削減の議案につきましては反対いたします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第3号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、議員発議第3号は否決されました。

---

日程第12 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のおり議員を派遣したいと思っております。なお、内容に変更が生じた場合は、議長にご一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のおり決定し、その内容の変更については議長に一任されました。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和5年第2回定例会を閉会といたします。

皆様には長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後 0時16分 閉 会